

株 主 各 位

東京都墨田区押上二丁目8番2号

岡 部 株 式 会 社

取締役社長 廣 渡 眞

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年3月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階 「錦」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第71期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.okabe.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年初には消費税率引き上げ前の駆け込み需要があったものの、4月以降、その反動による個人消費の落ち込みが長期化するなど、一部で弱含みの局面となりました。しかしながら、消費税の再増税見送りや日銀の金融緩和を背景に、企業収益や雇用情勢に改善がみられるなど、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの主な需要先であります建設業界におきましては、公共投資や民間設備投資が底堅く推移した一方、労務費の高騰や人手不足により工事着工が遅れるなど、予断を許さない状況が続きました。

このような経営環境のなか、当社グループは、主力の建設関連製品事業において、市場ニーズを的確に捉え、人手不足を背景に需要が高まる省力化製品ならびに耐震関連製品の提案型営業の強化に取り組みました。また、米国において、現地工法に適合する建材商品の拡販によるシェア拡大に注力してまいりました。

セグメント別の業績はつぎのとおりであります。

#### 【建設関連製品事業】

建設関連製品の売上高を製品別にみますと、仮設・型枠製品は、期首から連結対象となった岡部インダストリー株式会社が売上に寄与したことなどにより、前連結会計年度に比べ11.2%の増加となりました。

土木製品は、主力の法面補強工法を中心に積極的な営業展開に努めたことなどにより、前連結会計年度に比べ6.6%の増加となりました。

構造機材製品は、施工性に優れ、工期短縮や現場作業の省力化に貢献する耐震関連製品の拡販に取り組んだものの、消費税増税前の駆け込み需要があった前連結会計年度に比べ0.6%の増加にとどまりました。

建材商品は、米国において販売物流体制の整備を進め、新たな需要の取り込みに注力したことなどにより、前連結会計年度に比べ15.3%の増加となりました。

この結果、建設関連製品事業における売上高は523億5百万円（前連結会計年度比7.2%増）となり、営業利益は54億1千7百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

### 【自動車関連製品事業】

新車販売市場およびアフターマーケットにおいて、バッテリー需要を着実に取り込んだことなどにより、売上高は83億5千3百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりましたが、中国工場の立上げに伴う関連費用が発生した結果、営業利益は10億円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

### 【ホテル事業】

米国経済の回復基調を背景に、宿泊需要に応じた客室単価の設定に注力するなど、需要の取り込みに努めた結果、売上高は57億5百万円（前連結会計年度比8.0%増）となり、営業利益は経営体質の強化およびコスト削減の徹底により収益性が改善した結果、2億8千9百万円（前連結会計年度比203.3%増）となりました。

### 【その他の事業】

海洋事業において、新たに開発した藻場礁の拡販に取り組んだことなどにより、売上高は16億8千万円（前連結会計年度比23.6%増）となり、営業利益は3億1百万円（前連結会計年度比227.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は680億4千5百万円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。また、営業利益は70億8百万円（前連結会計年度比9.8%増）、経常利益は72億6千2百万円（前連結会計年度比10.2%増）、当期純利益は44億3千3百万円（前連結会計年度比13.4%増）となりました。

（参考）連結事業別・製品別売上高

|                   |             | 前連結会計年度<br>自 平成25年1月1日<br>至 平成25年12月31日 |           | 当連結会計年度<br>自 平成26年1月1日<br>至 平成26年12月31日 |           | 増 減 率     |
|-------------------|-------------|-----------------------------------------|-----------|-----------------------------------------|-----------|-----------|
|                   |             | 金 額                                     | 構 成 比     | 金 額                                     | 構 成 比     |           |
| 建設関連<br>製品事業      | 仮設・型枠製品     | 百万円<br>7,776                            | %<br>12.4 | 百万円<br>8,646                            | %<br>12.7 | %<br>11.2 |
|                   | 土 木 製 品     | 6,069                                   | 9.7       | 6,469                                   | 9.5       | 6.6       |
|                   | 構 造 機 材 製 品 | 21,030                                  | 33.5      | 21,157                                  | 31.1      | 0.6       |
|                   | 建 材 商 品     | 13,900                                  | 22.1      | 16,032                                  | 23.5      | 15.3      |
|                   | 小 計         | 48,777                                  | 77.7      | 52,305                                  | 76.8      | 7.2       |
| 自 動 車 関 連 製 品 事 業 |             | 7,318                                   | 11.7      | 8,353                                   | 12.3      | 14.1      |
| ホ テ ル 事 業         |             | 5,280                                   | 8.4       | 5,705                                   | 8.4       | 8.0       |
| そ の 他 の 事 業       |             | 1,360                                   | 2.2       | 1,680                                   | 2.5       | 23.6      |
| 合 計               |             | 62,736                                  | 100.0     | 68,045                                  | 100.0     | 8.5       |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は54億8千万円であります。

その主なものは、茨城県下妻市における工場用地の取得および新工場建設の着手（建設関連製品事業）、米国における研究開発・物流施設の完成（自動車関連製品事業）ならびに所有ホテルの改修工事（ホテル事業）等であります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分            | 第 68 期<br>(平成23年12月期) | 第 69 期<br>(平成24年12月期) | 第 70 期<br>(平成25年12月期) | 第 71 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年12月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 50,941                | 54,974                | 62,736                | 68,045                             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,176                 | 2,737                 | 3,911                 | 4,433                              |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 40.40                 | 52.19                 | 74.56                 | 84.52                              |
| 総 資 産(百万円)     | 61,921                | 65,767                | 78,102                | 84,093                             |
| 純 資 産(百万円)     | 31,471                | 34,256                | 42,579                | 47,152                             |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 599.93                | 653.03                | 811.69                | 898.88                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資本金         | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                |
|------------------------------|-------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 岡部インダストリー株式会社                | 300百万円      | %<br>100         | 仮設・型枠製品の製造販売                                                                 |
| オカベ・ホールディングUSA, Inc.         | 4,420万米ドル   | 100              | ウォーター・グレムリン・カンパニー、ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.および長興華泰格林金属製品有限公司の全株式を所有する持株会社 |
| ウォーター・グレムリン・カンパニー            | 1,879万米ドル   | 100              | 自動車用バッテリー部品等の製造販売                                                            |
| ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A. | 49万ユーロ      | 100              | 自動車用バッテリー部品等の製造販売                                                            |
| 長興華泰格林金属製品有限公司               | 1,000万米ドル   | 100              | 自動車用バッテリー部品等の製造販売                                                            |
| オカベC O., I N C.              | 160万米ドル     | 100              | 自動車用ボルト・ナット類の販売                                                              |
| オカベ・ノースアメリカINC.              | 6,435万カナダドル | 100              | コースト・ホテルズLTD.の全株式を所有する持株会社、不動産の賃貸および管理                                       |
| コースト・ホテルズLTD.                | 790万カナダドル   | 100              | ホテルの運営                                                                       |
| O C M, I n c.                | 130万米ドル     | 100              | 建設資機材の販売                                                                     |

- (注) 1. 岡部インダストリー株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. ウォーター・グレムリン・カンパニー、ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.および長興華泰格林金属製品有限公司は、オカベ・ホールディングUSA, Inc.の100%子会社であります。
3. コースト・ホテルズLTD.は、オカベ・ノースアメリカINC.の100%子会社であります。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の経済政策や円安を背景に企業収益の改善が期待され、緩やかな回復基調は続くものと思われます。当社グループの主な需要先であります国内建設市場においては、職人不足による工事進行の遅れが懸念されるものの、首都圏における大型再開発計画ならびに2020年に開催される東京オリンピックに向け、概ね堅調に推移するものと予想されます。

このような環境下において、当社グループは、さらなる飛躍を遂げるべく、平成26年度を初年度とする中期経営計画「okabe-ミライ計画-2017」を策定し、実行しております。

「okabe-ミライ計画-2017」におきましては、当社グループの進むべき方向性を示す、3つのビジョンを掲げております。

第一のビジョン「ミライを支える新工場」は、中長期的な需要の伸長が予測される、国内の構造機材製品、米国の仮設・型枠製品、中国の自動車関連製品の3分野に新たな生産拠点を整備することを柱としております。

第二のビジョン「ミライに羽ばたく新製品」は、コア事業・準コア事業において、成長分野に新製品を投入し、市場シェアの拡大を図ることを象徴しております。

第三のビジョン「ミライを創る新分野」は、これまで蓄積した技術・ノウハウを活かし、新分野へと果敢に挑戦することを示しております。

これら3つのビジョンのもと、当社グループは、創業百周年、そしてその先の「ワクワクするミライ」へ向け、挑戦を続けてまいります。なお、第一のビジョンに掲げる、国内の構造機材製品の生産拠点の整備といたしましては、平成26年12月、茨城県下妻市において、新工場の建設に計画通り着手し、平成28年1月から稼働する計画であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

建設関連製品事業……仮設・型枠製品、土木製品、構造機材製品の製造販売業務および建材商品の販売業務  
自動車関連製品事業…自動車関連製品の製造販売業務  
ホテル事業……………ホテル経営業務  
その他の事業……………海洋資材製品の製造販売および米国における釣り用錘製品の製造販売等の各業務

#### (6) 主要な営業所および工場（平成26年12月31日現在）

##### ① 当社の主要な営業所および工場

| 名 称       | 所 在 地       | 名 称       | 所 在 地               |
|-----------|-------------|-----------|---------------------|
| 本 社       | 東 京 都 墨 田 区 | 中 四 国 支 店 | 広 島 県 広 島 市         |
| 北 海 道 支 店 | 北 海 道 札 幌 市 | 九 州 支 店   | 福 岡 県 糟 屋 郡 志 免 町   |
| 東 北 支 店   | 宮 城 県 仙 台 市 | 沖 縄 支 店   | 沖 縄 県 豊 見 城 市       |
| 信 越 支 店   | 新 潟 県 新 潟 市 | 久 喜 工 場   | 埼 玉 県 久 喜 市         |
| 東 京 支 店   | 東 京 都 墨 田 区 | 千 葉 工 場   | 千 葉 県 野 田 市         |
| 名 古 屋 支 店 | 愛 知 県 小 牧 市 | 京 都 工 場   | 京 都 府 久 世 郡 久 御 山 町 |
| 関 西 支 店   | 大 阪 府 吹 田 市 |           |                     |

② 子会社の主要な営業所および工場

| 会 社 名                                                | 名 称        | 所 在 地                             |
|------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 岡 部 イ ン ダ ス ト リ ー 株 式 会 社                            | 本 社<br>工 場 | 大阪府吹田市<br>大阪府枚方市                  |
| ウ ォ ー タ ー ・ グ レ ム リ ン ・ カ ン パ ニ ー                    | 本 社 ・ 工 場  | ア メ リ カ ミ ネ ソ タ 州                 |
| ウ ォ ー タ ー ・ グ レ ム リ ン ・ ア ク イ ラ ・ カ ン パ ニ ー S. p. A. | 本 社 ・ 工 場  | イ タ リ ア ロ ン バ ル デ ィ ア 州           |
| 長 興 華 泰 格 林 金 属 製 品 有 限 公 司                          | 本 社 ・ 工 場  | 中 国 浙 江 省                         |
| オ カ ベ C O . , I N C .                                | 本 社        | ア メ リ カ イ リ ノ イ 州                 |
| コ ー ス ト ・ ホ テ ル ズ L T D .                            | 本 社        | カ ナ ダ ブ リ テ ィ ッ シ ュ ・ コ ロ ン ビ ア 州 |
| O C M , I n c .                                      | 本 社        | ア メ リ カ イ リ ノ イ 州                 |

(7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事 業 部 門           | 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------------|---------------|-------------|
| 建 設 関 連 製 品 事 業   | 651 (122) 名   | 38 (22) 名   |
| 自 動 車 関 連 製 品 事 業 | 249 (106) 名   | 19 (10) 名   |
| ホ テ ル 事 業         | 526 (193) 名   | △ 7 ( 6 ) 名 |
| そ の 他 の 事 業       | 25 (13) 名     | 0 ( 5 ) 名   |
| 合 計               | 1,451 (434) 名 | 50 (43) 名   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 582 (84) 名 | 0 ( 5 ) 名 | 39.8歳   | 14.4年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 4,108百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 3,678百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 55,290,632株
- ③ 株主数 14,068名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                              | 持 株 数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 小 林 産 業 株 式 会 社                                                                    | 5,581         | 10.63          |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)                                      | 2,620         | 4.99           |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                                          | 2,230         | 4.25           |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー<br>(常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店) | 1,810         | 3.45           |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)                                    | 1,708         | 3.25           |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)                                        | 1,707         | 3.25           |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                | 1,388         | 2.64           |
| 岡 部 和 子                                                                            | 1,004         | 1.91           |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社                                                        | 909           | 1.73           |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)                                    | 870           | 1.65           |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,833,042株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成26年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名           | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                           |
|---------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 廣 渡 眞         |                                                                                     |
| 取 締 役 相 談 役   | 松 本 憲 昭       | オカベ・ホールディングUSA, Inc. 取締役社長<br>オカベ・ノースアメリカINC. 取締役社長                                 |
| 常 務 取 締 役     | 石 原 貳 男       | 管理部門管掌                                                                              |
| 常 務 取 締 役     | 島 村 健 二       | 技術開発部門・生産部門管掌                                                                       |
| 常 務 取 締 役     | 杉 本 浩 章       | 営業部門管掌                                                                              |
| 取 締 役         | 大 谷 和 正       | 国際部統括部長                                                                             |
| 取 締 役         | 元 井 彰         | 東京支店長                                                                               |
| 取 締 役         | 石 橋 裕 人       | 生産部統括部長                                                                             |
| 取 締 役         | ロ バ ー ト ニ ー ル | ウォーター・グレムリン・カンパニー取締役社長<br>ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A. 取締役社長<br>長興華泰格林金属製品有限公司取締役社長 |
| 取 締 役         | 山 崎 克 之       | 丸の内第一法律事務所 パートナー                                                                    |
| 常 勤 監 査 役     | 富 田 英 逸       |                                                                                     |
| 常 勤 監 査 役     | 佐 々 木 高 弘     |                                                                                     |
| 監 査 役         | 平 松 守         | 平松公認会計士事務所代表                                                                        |
| 監 査 役         | 物 部 康 雄       | 物部法律事務所代表                                                                           |

- (注) 1. 取締役山崎克之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役山崎克之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役平松 守氏および監査役物部康雄氏は、社外監査役であります。
4. 監査役平松 守氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役物部康雄氏は、日本および米国において弁護士の資格を有しており、法律実務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役山崎克之氏ならびに監査役平松 守氏および監査役物部康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退任事由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|------------|------|-----------------------------------------|
| 山 口 博 司 | 平成26年3月28日 | 任期満了 | 生産部統括部長・久喜工場長                           |
| 林 悦 夫   | 平成26年3月28日 | 任期満了 | 常勤監査役                                   |

### ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 11名 | 284百万円    |
| 監 査 役 | 5名  | 51百万円     |
| 合 計   | 16名 | 336百万円    |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第67回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第63回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。  
4. 報酬等の額のうち、社外役員3名の報酬等の総額は14百万円であります。  
5. 上記には、平成26年3月28日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山崎克之氏は、丸の内第一法律事務所のパートナーであります。なお、当社は、丸の内第一法律事務所とは特別の関係はありません。
  - ・監査役平松 守氏は、平松公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は、平松公認会計士事務所とは特別の関係はありません。
  - ・監査役物部康雄氏は、物部法律事務所の代表であります。なお、当社は、物部法律事務所とは特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 山 崎 克 之 | 平成26年3月28日就任以降に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対して適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。           |
| 監査役 平 松 守   | 当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 物 部 康 雄 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。   |

#### ハ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役の全員は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人 大手門会計事務所

##### ② 報酬等の額

|                                      | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 29百万円     |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円     |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役社長が、通達、社内報等にて社是に則り法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役および使用人に求め、その精神があらゆる企業活動の拠り所とすることを伝えております。コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会の委員長には役付取締役を任命し、同委員会を中心に全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の解消に努め、その具体化を徹底しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役社長は、情報の保存、管理に関する統括責任者を取締役から任命いたします。また、文書管理規程を制定し、職務執行に係る情報を文書または電磁的に記録し保存いたします。取締役および監査役は、文書管理規程の定めによりこれらの文書等をいつでも閲覧できるものといたします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門所管業務に付帯する日常的リスク管理は担当部門が行うこととし、一方新たに生じたリスクは速やかに取締役社長に報告され、必要に応じてその対応を全社に示達するとともに、対応責任者となる取締役を任命しております。なお、債権リスクに関しては、与信管理規程および対応マニュアルを策定し、その適用状況を把握・管理し適正な業務遂行がなされる体制となっております。その他部門ごとに潜在するリスクについては評価する体制を整備しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標（予算制度、個人目標評価制度）、権限、配分を含めた効率的な達成方法を各担当取締役が定めております。ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会に定期的に報告され、目標達成率を高め全社的な業務の効率を実現するシステムを構築しております。さらに、部門責任者会議において各部門間の連携・調整を行い、効率的な業務遂行に対する阻害要因については、その排除、軽減策を採っております。各取締役の目標に向けての効率的な業務遂行状況については、取締役社長が総合的に評価をしております。

### ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡部グループ行動指針を定め、グループ方針に基づき当社を中心に一体として運営されており、当社および国内連結子会社は統一された情報システムを構築しております。グループ会社ごとに目標が定められ、その達成状況は定期的にITを活用したシステムによりデータ化され、取締役会に報告されております。グループ会社の不動産取得等重要事項についても、当社取締役会付議事項

としております。また、当社は、グループ経営の充実のため取締役ならびに監査役を派遣し、グループ会社に対する経営と監査を行っております。さらに、取締役社長は、当社の幹部社員およびグループ会社の取締役社長等が一堂に会する拡大役員会を定期的に招集し、グループ方針に基づく経営とコンプライアンスを徹底しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
必要に応じて職務補助のため、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役の意見を尊重するものとしております。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

イ. 取締役が監査役に報告すべき事項については、監査役会と協議の上、つぎに定める事項としております。

- (a) 常務会で決議された事項
- (b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (c) 毎月の経営状況として重要な事項
- (d) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) 通告制度の通報状況および内容
- (g) その他コンプライアンス上重要な事項

ロ. 使用人は、前項(b)、(e)および(g)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、取締役および重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を設けるとともに、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、グループ会社も含めた内部統制システムを構築し、運用しております。また、内部監査室により内部統制の整備・運用状況につき、有効性評価等を実施しております。

#### <反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況>

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）およびその下部組織である本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会への参加等を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### イ. 中期経営計画による取組み

当社は、企業価値および株主価値の向上をより具体的に実践するため中期経営計画を策定しており、事業環境の変化を踏まえ、設備投資、人材育成、財務バランス等々に注意を払いつつ果敢に経営課題に挑戦しております。

平成26年度を初年度とする中期経営計画「okabe-ミライ計画-2017」では、創業百周年、そしてその先の「ワクワクするミライ」に向け邁進すべく、3つのビジョンを掲げております。ビジョンの実現に向け、グループ一丸となって挑戦を続けてまいります。

「okabe-ミライ計画-2017」において掲げるビジョンは以下のとおりであります。

#### 【ビジョン1】ミライを支える「新工場」

コア事業である建設関連製品事業および準コア事業である自動車関連製品事業において、3つの新工場がしっかりと成長を支えます。

#### 【ビジョン2】ミライに羽ばたく「新製品」

コア事業・準コア事業において、成長分野に新製品を投入し、市場シェアを拡大します。

#### 【ビジョン3】ミライを創る「新分野」

これまで蓄積した技術・ノウハウを洗い出し、活かすことができる新分野へと果敢に挑戦します。

#### ロ、コーポレート・ガバナンス強化による取組み

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでいます。

当社における企業統治の体制については、取締役10名（うち社外取締役1名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。取締役の任期につきましては、経営責任の所在を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、1年としております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、役付取締役で構成する常務会を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。

この他、取締役社長および各部門の責任者で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名（うち社外監査役2名）により監査役会を構成しております。各監査役は、毎月1回以上開催される監査役会にて情報の共有を図るとともに、取締役会に出席し、適宜発言しております。また、取締役社長と定期的な連絡会を開催し広く意見交換するとともに、他の重要な会議への出席や稟議書をはじめとする社内文書の閲覧を実施し、必要に応じて取締役以外の者に説明を求めるなど、業務執行全般にわたって効率的な監査業務を行っております。

また、当社は取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として役付取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令遵守の啓発活動を実施しております。

#### ③ 上記の基本方針の内容および特別な取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上が可能になると考えておりますので、当社

の基本方針に沿うものであります。

また、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は、平成24年3月29日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様のご承認のもと継続されていること、当社取締役会は経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経た上で新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等を決定すること、透明性を確保するために速やかに情報開示を行うこと等から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、当社は平成27年1月27日開催の取締役会において、現買収防衛策を一部修正した上で、本定時株主総会における株主の皆様にご承認いただくことを条件に継続することを決定いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類の第5号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」をご参照下さい。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|---------------------|------------|---------------------------|------------|
| (資産の部)              |            | (負債の部)                    |            |
| I 流 動 資 産           |            | I 流 動 負 債                 |            |
| 1 現 金 及 び 預 金       | 17,782,908 | 1 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 5,923,598  |
| 2 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 22,345,714 | 2 電 子 記 録 債 務             | 7,112,560  |
| 3 リース債権及びリース投資資産    | 168        | 3 信 託 未 払 金               | 4,376,737  |
| 4 商 品 及 び 製 品       | 4,434,156  | 4 短 期 借 入 金               | 5,400,114  |
| 5 仕 掛 品             | 834,385    | 5 リ ー ス 債 務               | 129,018    |
| 6 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 1,631,351  | 6 未 払 法 人 税 等             | 1,322,667  |
| 7 繰 延 税 金 資 産       | 215,738    | 7 繰 延 税 金 負 債             | 8,248      |
| 8 そ の 他             | 772,223    | 8 賞 与 引 当 金               | 68,041     |
| 9 貸 倒 引 当 金         | △132,796   | 9 そ の 他                   | 4,820,514  |
| 流 動 資 産 合 計         | 47,883,851 | 流 動 負 債 合 計               | 29,161,501 |
| II 固 定 資 産          |            | II 固 定 負 債                |            |
| (1)有形固定資産           |            | 1 長 期 借 入 金               | 3,338,000  |
| 1 建 物 及 び 構 築 物     | 14,263,937 | 2 リ ー ス 債 務               | 262,440    |
| 2 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 2,679,304  | 3 繰 延 税 金 負 債             | 1,421,776  |
| 3 土 地               | 6,314,301  | 4 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 1,848,580  |
| 4 リ ー ス 資 産         | 344,354    | 5 資 産 除 去 債 務             | 39,497     |
| 5 建 設 仮 勘 定         | 1,622,541  | 6 そ の 他                   | 868,545    |
| 6 そ の 他             | 1,249,485  | 固 定 負 債 合 計               | 7,778,840  |
| 有 形 固 定 資 産 合 計     | 26,473,924 | 負 債 合 計                   | 36,940,341 |
| (2)無形固定資産           |            | (純資産の部)                   |            |
| 1 の れ ん             | 511,117    | I 株 主 資 本                 |            |
| 2 リ ー ス 資 産         | 23,788     | 1 資 本 金                   | 6,911,700  |
| 3 そ の 他             | 667,788    | 2 資 本 剰 余 金               | 6,042,037  |
| 無 形 固 定 資 産 合 計     | 1,202,695  | 3 利 益 剰 余 金               | 32,941,220 |
| (3)投資その他の資産         |            | 4 自 己 株 式                 | △1,031,585 |
| 1 投 資 有 価 証 券       | 7,018,170  | 株 主 資 本 合 計               | 44,863,372 |
| 2 繰 延 税 金 資 産       | 36,903     | II その他の包括利益累計額            |            |
| 3 そ の 他             | 1,674,926  | 1 その他有価証券評価差額金            | 1,727,194  |
| 4 貸 倒 引 当 金         | △197,282   | 2 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 599,397    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計 | 8,532,717  | 3 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △37,118    |
| 固 定 資 産 合 計         | 36,209,336 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 2,289,473  |
| 資 産 合 計             | 84,093,187 | 純 資 産 合 計                 | 47,152,846 |
|                     |            | 負 債 純 資 産 合 計             | 84,093,187 |

# 連結損益計算書

(平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額       |            |
|-----------------------------|-----------|------------|
| I 売 上 高                     |           | 68,045,057 |
| II 売 上 原 価                  |           | 48,801,876 |
| 売 上 総 利 益                   |           | 19,243,181 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 12,234,268 |
| 営 業 利 益                     |           | 7,008,912  |
| IV 営 業 外 収 益                |           |            |
| 1 受 取 利 息                   | 41,950    |            |
| 2 受 取 配 当 金                 | 188,530   |            |
| 3 ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入         | 92,576    |            |
| 4 そ の 他                     | 108,595   | 431,653    |
| V 営 業 外 費 用                 |           |            |
| 1 支 払 利 息                   | 167,956   |            |
| 2 そ の 他                     | 10,320    | 178,277    |
| 経 常 利 益                     |           | 7,262,289  |
| VI 特 別 利 益                  |           |            |
| 1 固 定 資 産 売 却 益             | 4,350     |            |
| 2 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 7,359     |            |
| 3 そ の 他                     | 20        | 11,729     |
| VII 特 別 損 失                 |           |            |
| 1 固 定 資 産 処 分 損             | 15,730    |            |
| 2 特 別 退 職 金                 | 44,456    |            |
| 3 事 務 所 移 転 費 用             | 37,495    |            |
| 4 そ の 他                     | 16,892    | 114,575    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |           | 7,159,443  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 2,771,527 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △45,708   | 2,725,819  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 4,433,624  |
| 当 期 純 利 益                   |           | 4,433,624  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |            |            |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| I 当連結会計年度期首残高               | 6,911,700 | 6,042,037 | 29,614,883 | △1,031,526 | 41,537,094 |
| II 当連結会計年度変動額               |           |           |            |            |            |
| 1 剰余金の配当                    |           |           | △1,154,067 |            | △1,154,067 |
| 2 当期純利益                     |           |           | 4,433,624  |            | 4,433,624  |
| 3 自己株式の取得                   |           |           |            | △58        | △58        |
| 4 連結範囲の変動                   |           |           | 46,779     |            | 46,779     |
| 5 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |            | —          |
| III 当連結会計年度変動額合計            | —         | —         | 3,326,336  | △58        | 3,326,278  |
| IV 当連結会計年度末残高               | 6,911,700 | 6,042,037 | 32,941,220 | △1,031,585 | 44,863,372 |

|                             | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産合計      |
|-----------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| I 当連結会計年度期首残高               | 1,858,047        | △815,642     | —                | 1,042,404         | 42,579,499 |
| II 当連結会計年度変動額               |                  |              |                  |                   |            |
| 1 剰余金の配当                    |                  |              |                  | —                 | △1,154,067 |
| 2 当期純利益                     |                  |              |                  | —                 | 4,433,624  |
| 3 自己株式の取得                   |                  |              |                  | —                 | △58        |
| 4 連結範囲の変動                   |                  |              |                  | —                 | 46,779     |
| 5 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △130,852         | 1,415,039    | △37,118          | 1,247,068         | 1,247,068  |
| III 当連結会計年度変動額合計            | △130,852         | 1,415,039    | △37,118          | 1,247,068         | 4,573,347  |
| IV 当連結会計年度末残高               | 1,727,194        | 599,397      | △37,118          | 2,289,473         | 47,152,846 |

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

①連結子会社の数 11社

②主要な連結子会社の名称  
オカベ・ホールディングUSA, Inc.  
ウォーター・グレムリン・カンパニー  
オカベ・ノースアメリカINC. 他 8 社

##### ③連結範囲の異動

(新規)

岡部インダストリー株式会社  
前連結会計年度において非連結子会社であった岡部インダストリー株式会社は、重要性が増したため当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

①主要な非連結子会社の名称

岡部(上海)商貿有限公司  
福岡フォームタイ株式会社

②連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

①主要な非連結子会社の名称

岡部(上海)商貿有限公司  
福岡フォームタイ株式会社

②主要な関連会社の名称

日本仮設株式会社  
仙台フォームタイ株式会社

③持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社 8 社（オカベ・ホールディングUSA, Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー、ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS. p. A.、長興華泰格林金属製品有限公司、オカベCO., INC.、OCM, Inc.、オカベ・ノースアメリカINC.、コースト・ホテルズLTD.）の決算日は 9 月末日であります。連結決算日との差異が 3 ヶ月以内であるためそのまま連結しております。

なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ②デリバティブの評価方法

時価法

###### ③たな卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ④重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、在外連結子会社については、所在地国の会計処理基準によっております。

###### b. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (2) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、国内連結会社について、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### 賞与引当金

##### (3) 重要なヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

###### ヘッジ手段

###### ヘッジ対象

為替予約

製品輸出による外貨建売上債権

金利スワップ

長期借入金

###### ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

###### ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ①退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ②消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,848,580千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が37,118千円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は、71銭減少しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 建物及び構築物                      | 992,762千円   |
| 土地                           | 188,647千円   |
| 合計                           | 1,181,410千円 |
| 上記物件に対応する債務                  |             |
| 短期借入金                        | 1,407,322千円 |
| 長期借入金（1年内返済予定<br>の長期借入金を含む。） | 6,380,000千円 |
| 合計                           | 7,787,322千円 |

18,578,389千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 当座貸越契約

当社および連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高はつぎのとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 5,690,110千円 |
| 借入実行残高  | 1,150,000千円 |
| 差引額     | 4,540,110千円 |

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式（株） | 55,290,632 | —  | —  | 55,290,632 |

#### 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 2,833,001 | 41 | —  | 2,833,042 |

（注） 自己株式の数の増加は、つぎのとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

41株

#### 3. 剰余金の配当に関する事項

##### （1）配当金支払額等

##### ①平成26年3月28日開催の第70回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 577,033千円

1株当たり配当金額 11.00円

基準日 平成25年12月31日

効力発生日 平成26年3月31日

##### ②平成26年7月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 577,033千円

1株当たり配当金額 11.00円

基準日 平成26年6月30日

効力発生日 平成26年9月8日

##### （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成27年3月27日開催の第71回定時株主総会においてつぎのとおり付議を予定しております。

配当金の総額 577,033千円

1株当たり配当金額 11.00円

基準日 平成26年12月31日

効力発生日 平成27年3月30日

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用し、また、資金調達については主に銀行および生命保険会社等からの借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規定および対応マニュアルに従い、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、政策保有を目的とする取引先企業の株式が主なものであり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに信託未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持を図ることにより当該リスクを管理しております。また、借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における輸出取引に係る為替相場の変動リスクおよび金融取引における市場金利に関する変動リスクをヘッジする目的で行っております。当該取引の実行および管理は、取引権限を定めた内部規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計処理基準に関する事項 (3)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

###### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

###### (4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち31.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、つぎのとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2 参照）。

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|------------------|------------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金       | 17,782,908             | 17,782,908 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 22,345,714             |            |         |
| 貸倒引当金(*)         | △103,474               |            |         |
|                  | 22,242,240             | 22,242,240 | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 6,707,801              | 6,726,515  | 18,714  |
| 資産計              | 46,732,950             | 46,751,664 | 18,714  |
| (4) 支払手形及び買掛金    | 5,923,598              | 5,923,598  | —       |
| (5) 電子記録債務       | 7,112,560              | 7,112,560  | —       |
| (6) 信託未払金        | 4,376,737              | 4,376,737  | —       |
| (7) 短期借入金        | 1,954,114              | 1,954,114  | —       |
| (8) 未払法人税等       | 1,322,667              | 1,322,667  | —       |
| (9) 長期借入金        | 6,784,000              | 6,838,703  | 54,703  |
| 負債計              | 27,473,678             | 27,528,381 | 54,703  |
| (10) デリバティブ取引    | —                      | —          | —       |

(\*)受取手形及び売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### （注）1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### (4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 信託未払金、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (9) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金の連結貸借対照表計上額には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(10) デリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、つぎのとおりであります。

①通貨関連

該当事項はありません。

②金利関連

| ヘッジ会計<br>の方法    | 取引の種類                     | 主なヘッジ<br>対象 | 当連結会計年度(平成26年12月31日) |                        |            |
|-----------------|---------------------------|-------------|----------------------|------------------------|------------|
|                 |                           |             | 契約額等<br>(千円)         | 契約額等の<br>うち1年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) |
| 金利スワップ<br>の特例処理 | 金利スワップ取引<br>受取変動・<br>支払固定 | 長期借入金       | 6,580,000            | 3,250,000              | (*)        |

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(9)参照)

- 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額310,368千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 898.88円 |
| 1株当たり当期純利益 | 84.52円  |

VII. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、当該変更が繰延税金資産、繰延税金負債および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

# 貸 借 対 照 表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                      | 金 額               | 科 目                       | 金 額               |
|--------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| (資産の部)                   |                   | (負債の部)                    |                   |
| <b>I 流 動 資 産</b>         |                   | <b>I 流 動 負 債</b>          |                   |
| 1 現 金 及 び 預 金            | 14,234,027        | 1 支 払 手 形                 | 1,823,376         |
| 2 受 取 手 形                | 6,424,511         | 2 電 子 記 録 債 務             | 7,112,560         |
| 3 売 掛 金                  | 13,451,693        | 3 信 託 未 払 金               | 4,376,737         |
| 4 商 品 及 び 製 品            | 2,055,897         | 4 買 掛 金                   | 2,821,808         |
| 5 仕 掛 品                  | 546,659           | 5 短 期 借 入 金               | 5,520,796         |
| 6 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 1,314,189         | 6 未 払 法 人 税 等             | 1,210,763         |
| 7 繰 延 税 金 資 産            | 117,382           | 7 賞 与 引 当 金               | 61,867            |
| 8 そ の 他                  | 1,232,632         | 8 そ の 他                   | 3,354,046         |
| 9 貸 倒 引 当 金              | △105,473          | <b>流 動 負 債 合 計</b>        | <b>26,281,956</b> |
| <b>流 動 資 産 合 計</b>       | <b>39,271,520</b> | <b>II 固 定 負 債</b>         |                   |
| <b>II 固 定 資 産</b>        |                   | 1 長 期 借 入 金               | 3,338,000         |
| (1)有形固定資産                |                   | 2 繰 延 税 金 負 債             | 381,828           |
| 1 建 物                    | 3,833,777         | 3 退 職 給 付 引 当 金           | 1,721,552         |
| 2 構 築 物                  | 96,128            | 4 資 産 除 去 債 務             | 39,497            |
| 3 機 械 及 び 装 置            | 1,038,133         | 5 そ の 他                   | 1,117,385         |
| 4 車 両 運 搬 具              | 1,690             | <b>固 定 負 債 合 計</b>        | <b>6,598,263</b>  |
| 5 工 具、器 具 及 び 備 品        | 208,624           | <b>負 債 合 計</b>            | <b>32,880,220</b> |
| 6 土 地                    | 3,196,232         | (純資産の部)                   |                   |
| 7 リ ー ス 資 産              | 322,448           | <b>I 株 主 資 本</b>          |                   |
| 8 建 設 仮 勘 定              | 1,349,791         | 1 資 本 金                   | 6,911,700         |
| 9 そ の 他                  | 704               | 2 資 本 剰 余 金               |                   |
| <b>有 形 固 定 資 産 合 計</b>   | <b>10,047,531</b> | 資 本 準 備 金                 | 6,039,545         |
| (2)無形固定資産                |                   | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 2,492             |
| 1 ソ フ ト ウ ェ ア            | 354,182           | <b>資 本 剰 余 金 合 計</b>      | <b>6,042,037</b>  |
| 2 リ ー ス 資 産              | 23,788            | 3 利 益 剰 余 金               |                   |
| 3 そ の 他                  | 19,502            | 利 益 準 備 金                 | 701,269           |
| <b>無 形 固 定 資 産 合 計</b>   | <b>397,473</b>    | そ の 他 利 益 剰 余 金           |                   |
| (3)投資その他の資産              |                   | 研 究 開 発 積 立 金             | 200,000           |
| 1 投 資 有 価 証 券            | 6,745,313         | 圧 縮 記 帳 積 立 金             | 289,223           |
| 2 関 係 会 社 株 式            | 12,604,686        | 別 途 積 立 金                 | 17,900,000        |
| 3 そ の 他                  | 1,507,570         | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 4,756,926         |
| 4 貸 倒 引 当 金              | △197,109          | <b>利 益 剰 余 金 合 計</b>      | <b>23,847,418</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産 合 計</b> | <b>20,660,460</b> | 4 自 己 株 式                 | △1,031,585        |
| <b>固 定 資 産 合 計</b>       | <b>31,105,465</b> | <b>株 主 資 本 合 計</b>        | <b>35,769,571</b> |
| <b>資 産 合 計</b>           | <b>70,376,986</b> | <b>II 評 価・換 算 差 額 等</b>   |                   |
|                          |                   | 1 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,727,194         |
|                          |                   | <b>評 価・換 算 差 額 等 合 計</b>  | <b>1,727,194</b>  |
|                          |                   | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>37,496,766</b> |
|                          |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>70,376,986</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       | 金 額        |
|-------------------------|-----------|------------|
| I 売 上 高                 |           | 50,003,728 |
| II 売 上 原 価              |           | 34,657,516 |
| 売 上 総 利 益               |           | 15,346,211 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |           | 10,084,204 |
| 営 業 利 益                 |           | 5,262,006  |
| IV 営 業 外 収 益            |           |            |
| 1 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 499,734   |            |
| 2 ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入     | 91,522    |            |
| 3 そ の 他                 | 153,078   | 744,335    |
| V 営 業 外 費 用             |           |            |
| 1 支 払 利 息               | 168,388   |            |
| 2 そ の 他                 | 9,079     | 177,467    |
| 経 常 利 益                 |           | 5,828,874  |
| VI 特 別 利 益              |           |            |
| 1 固 定 資 産 売 却 益         | 2,133     |            |
| 2 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 7,359     |            |
| 3 そ の 他                 | 20        | 9,512      |
| VII 特 別 損 失             |           |            |
| 1 固 定 資 産 処 分 損         | 7,795     |            |
| 2 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 10,964    |            |
| 3 関 係 会 社 整 理 損         | 4,800     |            |
| 4 そ の 他                 | 600       | 24,159     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 5,814,227  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,106,528 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 46,313    | 2,152,842  |
| 当 期 純 利 益               |           | 3,661,385  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年 1 月 1 日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株主資本      |           |              |         |             |             |
|---------------------------|-----------|-----------|--------------|---------|-------------|-------------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益剰余金   |             |             |
|                           |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 利益準備金   | その他利益剰余金    |             |
|                           |           |           |              |         | 研究開発<br>積立金 | 圧縮記帳<br>積立金 |
| I 当期首残高                   | 6,911,700 | 6,039,545 | 2,492        | 701,269 | 200,000     | 298,102     |
| II 当期変動額                  |           |           |              |         |             |             |
| 1 剰余金の配当                  |           |           |              |         |             |             |
| 2 当期純利益                   |           |           |              |         |             |             |
| 3 自己株式の取得                 |           |           |              |         |             |             |
| 4 圧縮記帳積立金の取崩              |           |           |              |         |             | △8,879      |
| 5 別途積立金の積立                |           |           |              |         |             |             |
| 6 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |              |         |             |             |
| III 当期変動額合計               | —         | —         | —            | —       | —           | △8,879      |
| IV 当期末残高                  | 6,911,700 | 6,039,545 | 2,492        | 701,269 | 200,000     | 289,223     |

|                           | 株主資本       |             |            |            | 評価・換算<br>差額等         | 純資産<br>合計  |
|---------------------------|------------|-------------|------------|------------|----------------------|------------|
|                           | 利益剰余金      |             | 自己株式       | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |            |
|                           | その他利益剰余金   |             |            |            |                      |            |
|                           | 別途<br>積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |            |            |                      |            |
| I 当期首残高                   | 15,900,000 | 4,240,728   | △1,031,526 | 33,262,311 | 1,858,047            | 35,120,358 |
| II 当期変動額                  |            |             |            |            |                      |            |
| 1 剰余金の配当                  |            | △1,154,067  |            | △1,154,067 |                      | △1,154,067 |
| 2 当期純利益                   |            | 3,661,385   |            | 3,661,385  |                      | 3,661,385  |
| 3 自己株式の取得                 |            |             | △58        | △58        |                      | △58        |
| 4 圧縮記帳積立金の取崩              |            | 8,879       |            | －          |                      | －          |
| 5 別途積立金の積立                | 2,000,000  | △2,000,000  |            | －          |                      | －          |
| 6 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |            |             |            | －          | △130,852             | △130,852   |
| III 当期変動額合計               | 2,000,000  | 516,197     | △58        | 2,507,259  | △130,852             | 2,376,407  |
| IV 当期末残高                  | 17,900,000 | 4,756,926   | △1,031,585 | 35,769,571 | 1,727,194            | 37,496,766 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

|              |             |
|--------------|-------------|
| 満期保有目的の債券    | 償却原価法（定額法）  |
| 子会社および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |

その他有価証券

##### ①時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ②時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

（リース資産を除く）

無形固定資産

定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

賞与引当金

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

## ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

| ヘッジ手段  | ヘッジ対象          |
|--------|----------------|
| 為替予約   | 製品輸出による外貨建売上債権 |
| 金利スワップ | 長期借入金          |

## ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

## ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## (7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

## (1) 担保に供している資産

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 建物                       | 992,762千円   |
| 土地                       | 249,504千円   |
| 合計                       | 1,242,267千円 |
| 上記物件に対応する債務              |             |
| 短期借入金                    | 1,407,322千円 |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。） | 6,380,000千円 |
| 合計                       | 7,787,322千円 |

## (2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,448,187千円

## (3) 関係会社に対する短期金銭債権

1,357,429千円

同 短期金銭債務

413,858千円

同 長期金銭債務

55,015千円

## (4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく期末の借入未実行残高はつぎのとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 4,980,000千円 |
| 借入実行残高  | 1,150,000千円 |
| 差引額     | 3,830,000千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売上高        | 1,046,515千円 |
| 仕入高        | 2,044,006千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 22,958千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 368,146千円   |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,833,042株 |
|------|------------|

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |             |
|--------------|-------------|
| (繰延税金資産)     |             |
| 退職給付引当金      | 612,872千円   |
| 減損損失累計額      | 113,115千円   |
| 貸倒引当金        | 103,977千円   |
| 未払事業税        | 85,341千円    |
| 投資有価証券評価損    | 60,928千円    |
| 関係会社株式評価損    | 33,948千円    |
| 会員権評価損       | 32,122千円    |
| 賞与引当金        | 22,024千円    |
| その他          | 45,344千円    |
| 繰延税金資産小計     | 1,109,675千円 |
| 評価性引当額       | △243,248千円  |
| 繰延税金資産合計     | 866,427千円   |
| (繰延税金負債)     |             |
| その他有価証券評価差額金 | 954,784千円   |
| 固定資産圧縮積立金    | 171,605千円   |
| その他          | 4,482千円     |
| 繰延税金負債合計     | 1,130,872千円 |
| 繰延税金負債の純額    | 264,445千円   |

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、当該変更が繰延税金資産、繰延税金負債および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社名                 | 資本金<br>(千円)      | 事業の内容 | 議決権等の<br>所有割合(%) | 関係内容      |            | 取引内容                  | 取引金額<br>(千円)       | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------|------------------|-------|------------------|-----------|------------|-----------------------|--------------------|---------------|--------------|
|     |                     |                  |       |                  | 役員<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                       |                    |               |              |
| 子会社 | オカバ・ノース<br>アメリカINC. | 64,350<br>千カナダドル | ホテル事業 | 直接<br>100.0      | 兼任2人      | —          | 資金の貸付<br>(注)<br>資金の回収 | 787,322<br>905,464 | その他<br>(流動資産) | 787,322      |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 714.80円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 69.80円  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 2 月 10 日

岡 部 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 植 木 暢 茂 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 根 本 芳 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡部株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡部株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 2 月 10 日

岡 部 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 植 木 暢 茂 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 根 本 芳 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡部株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年2月13日

岡部株式会社 監査役会

常勤監査役 富 田 英 逸 ㊟

常勤監査役 佐々木 高 弘 ㊟

社外監査役 平 松 守 ㊟

社外監査役 物 部 康 雄 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績を考慮し、併せて企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、1株当たり11円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当として1株当たり11円をお支払いしておりますので、本議案をご承認いただきますと、1株当たり年間配当は22円となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額

577,033,490円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の生産体制の整備、研究開発等に充当するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、  
取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | ひろ わたり まこと<br>廣 渡 真<br>(昭和31年9月1日)     | 昭和55年3月 当社入社<br>平成13年1月 岡部建材株式会社九州支社長<br>平成15年3月 岡部ストラクト株式会社取締役<br>平成17年1月 当社営業本部営業推進統括部長<br>平成17年3月 当社執行役員営業本部営業推進統括部長<br>平成19年4月 当社執行役員本社営業部長<br>平成21年3月 当社取締役本社営業部長<br>平成23年3月 当社常務取締役営業部門管掌<br>平成25年3月 当社代表取締役社長<br>現在に至る                                      | 35,667株     |
| 2         | まつ もと のり あき<br>松 本 憲 昭<br>(昭和22年3月23日) | 昭和44年3月 当社入社<br>平成8年12月 山陽岡部株式会社取締役副社長<br>平成13年3月 当社執行役員<br>平成15年3月 当社取締役<br>平成17年1月 当社取締役執行役員営業本部長<br>平成17年3月 当社常務取締役執行役員営業本部長<br>平成19年3月 当社代表取締役社長<br>平成21年4月 オカベ・ホールディングUSA, Inc. 取締役社長<br>現在に至る<br>オカベ・ノースアメリカINC. 取締役社長<br>現在に至る<br>平成25年3月 当社取締役相談役<br>現在に至る | 90,151株     |
| 3         | いし はら つぎ お<br>石 原 貳 男<br>(昭和29年4月3日)   | 昭和54年9月 当社入社<br>平成15年4月 岡部ストラクト株式会社生産部長<br>平成16年8月 当社経営企画部長<br>平成19年3月 当社執行役員経営企画室長<br>平成20年7月 当社執行役員管理部総務グループ部長<br>平成21年1月 当社執行役員管理部総務人事グループ部長<br>平成21年4月 岡部開発株式会社取締役社長<br>平成22年3月 当社取締役管理部総務人事グループ部長<br>平成24年3月 当社常務取締役管理部門管掌<br>現在に至る                           | 28,784株     |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4          | しま むら けん じ<br>島 村 健 二<br>(昭和32年1月1日)    | 昭和54年3月 当社入社<br>平成13年1月 岡部ストラクト株式会社ベースパック事業部東部営業2部長<br>平成16年1月 岡部ストラクト株式会社取締役ベースパック事業部長<br>平成19年1月 オカコー四国株式会社取締役社長<br>平成19年3月 当社執行役員<br>平成21年1月 山陽岡部株式会社取締役社長<br>平成21年4月 当社執行役員中四国支店長<br>平成23年3月 当社取締役中四国支店長<br>平成24年3月 当社常務取締役技術開発部門管掌<br>平成26年3月 当社常務取締役技術開発部門・生産部門管掌<br>現在に至る | 22,335株     |
| 5          | すぎ もと ひろ あき<br>杉 本 浩 章<br>(昭和32年10月19日) | 平成3年4月 当社入社<br>平成17年1月 当社ベースパック事業部東部営業2部長<br>平成19年1月 当社営業本部ベースパック事業部長<br>平成21年3月 当社執行役員ベースパック事業部長<br>平成24年3月 当社取締役ベースパック事業部長<br>平成25年3月 当社常務取締役営業部門管掌<br>現在に至る                                                                                                                   | 15,678株     |
| 6          | おお たに かず まさ<br>大 谷 和 正<br>(昭和31年1月12日)  | 平成20年4月 当社入社<br>当社執行役員海外事業推進部長<br>平成21年3月 当社取締役自動車部品部長・海外事業推進部長<br>平成24年1月 当社取締役国際部統括部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                 | 14,373株     |
| 7          | もと い あきら<br>元 井 彰<br>(昭和32年11月26日)      | 昭和55年3月 当社入社<br>平成13年1月 岡部建材株式会社東京支社千葉支店長<br>平成14年6月 岡部建材株式会社販売促進部長<br>平成17年1月 当社営業本部北関東支店長<br>平成20年3月 当社執行役員<br>平成21年1月 岡部シビルエンジニアリング株式会社取締役社長<br>平成23年3月 当社取締役<br>平成25年4月 当社取締役東京支店長<br>現在に至る                                                                                  | 15,591株     |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏<br>(生年月日)                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 8          | い し ば し ひ ろ と<br>石 橋 裕 人<br>(昭和32年11月15日)    | 昭和55年 3 月 当社入社<br>平成11年 4 月 岡部兵庫販売株式会社取締役社長<br>平成14年 1 月 岡部ストラクト株式会社ペースバック事業部開発営業部長<br>平成17年 1 月 当社営業本部沖縄支店長<br>平成18年 7 月 当社営業本部名古屋支店長<br>平成21年 3 月 当社執行役員名古屋支店長<br>平成24年 3 月 当社取締役名古屋支店長<br>平成25年 3 月 当社取締役海洋事業部長<br>平成26年 3 月 当社取締役生産部統括部長<br>現在に至る | 15,481株     |
| 9          | ロ バ ー ト ニ ー ル<br>(昭和33年 5 月26日)              | 昭和57年 1 月 当社入社<br>平成 4 年 9 月 オカベCO., INC. 取締役社長<br>平成11年 3 月 当社取締役<br>現在に至る<br>平成17年 5 月 ウォーター・グレムリン・カンパニー取締役社長<br>現在に至る<br>平成19年 9 月 アクイラ・ビオンボS.r.l. (現 ウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.) 取締役社長<br>現在に至る<br>平成24年 6 月 長興華泰格林金属製品有限公司取締役社長<br>現在に至る       | 24,334株     |
| 10         | や ま ざ き か つ ゆ き<br>山 崎 克 之<br>(昭和22年 9 月23日) | 昭和49年 4 月 判事補任官<br>昭和52年10月 東京弁護士会登録<br>平成11年 3 月 小坂・山崎法律事務所 (現 丸の内第一法律事務所) パートナー<br>現在に至る<br>平成26年 3 月 当社社外取締役<br>現在に至る                                                                                                                              | 1,136株      |

- (注) 1. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 山崎克之氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 山崎克之氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
5. 山崎克之氏と当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年3月28日開催の第70回定時株主総会において補欠監査役に選任された横塚 章氏の選任の効力は本総会の開始の時までの間とされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、つぎのとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| よこつか あきら<br>横塚 章<br>(昭和29年7月14日) | 昭和60年4月 東京弁護士会登録<br>平成2年4月 東京弁護士会 税務特別委員会 副委員長<br>平成3年3月 埴野・亀丸・横塚法律事務所（現 あかね法律事務所）開設<br>現在に至る<br>平成12年4月 東京弁護士会 倫理特別委員会 委員長 | 一株          |

- (注) 1. 横塚 章氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横塚 章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 横塚 章氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスにも精通しており、実務経験も豊富であることから、社外監査役として経営陣から独立した立場で、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 横塚 章氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

#### 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年3月30日開催の第67回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査役の報酬額は、平成19年3月29日開催の第63回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額100百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）、監査役は4名であります。なお、取締役の員数は、第2号議案（取締役10名選任の件）が原案どおり承認可決されましても、取締役10名（うち社外取締役1名）と変更ありません。

## 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成27年1月27日開催の取締役会において、平成24年3月29日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続することに関して決議を行いました。本プランにつきましては、情勢の変化や平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえ、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本議案としてお諮りさせていただくものであります。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員は、本プランの継続を相当と判断する旨の意見を表明しております。

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### II. 基本方針の実現に資する取組み

#### 1. 企業価値の向上・株主共同利益の確保に向けた取組みについて

##### （1）企業価値・株主共同利益の源泉

当社は1917年（大正6年）創業以来98年の歴史を有しております。創業時にはカスガイなどの簡易な建築関連部材を製造しておりましたが、1951

年（昭和26年）にコンクリート型枠工法に革命をもたらしたフォームタイ工法の開発に成功して以来、構造分野、土木分野などの建設領域はもとより、金属加工を中心に周辺領域にも事業を拡大しつつ、常に顧客の要求と信頼に応える経営を実践してまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、1917年（大正6年）の創業以来98年の歴史のなかで培った企業理念、この理念に基づいた経営によって蓄積した技術力および原材料等の仕入先から当社製品の販売先である顧客を含むすべての取引先との強固な信頼関係などから構築されており、これらの企業価値の源泉が結実した成果が“okabe”ブランドであると認識しております。

まず、企業理念について具体的には①あらゆる職場が開拓精神を旨とし創意工夫革新に努力し、②サービス精神を旨とし社会に奉仕し社運の発展に努め、③人材の育成に努力し企業の永遠の発展を期し、④社員にとってその一生を託して悔いることのない職場たること、の4点を社是に掲げ、役員・社員はもとより広く会社を取り巻くすべてのステークホルダーに満足を提供することが企業の存在を可能にするとの考えに基づいております。

つぎに、これらの企業理念に裏打ちされた経営の実践においては、メーカーの原点である製品開発技術、生産技術、品質管理技術、情報の質量両面における収集・分析技術などを維持向上させるべく努力して、これらの技術が具現化した製品を社会に提供することが使命であると認識しております。当社では、このような認識を表す標語として『安全・安心の提供を通じて社会に貢献する』を掲げておりますが、建設工事の安全と省力化に貢献することをはじめ、耐震・免震工法による地震に強い建築基礎部材の提供、各種の補強緑化工法によって環境保全の一翼を担うなど、技術力に担保され、かつ、社会に貢献する製品開発が極めて重要であり、全社をあげて卓越した技術力の向上に取り組むことが不可欠であると考えております。

さらに、98年の歴史のなかで誠実かつ真摯に企業経営に取り組んでまいりましたことから、原材料の供給元である素材メーカーや部品メーカーをはじめ流通面での取引先、当社製品の最終ユーザーまでもを含むすべての取引先との強固な信頼を構築してまいりました。

このように、広く社会に目を向けた企業理念、技術力に裏打ちされた製品の提供、すべての取引先との信頼関係の構築などが当社の企業価値の源泉であり、これを継続的に磨き進化させることがブランド力の増大となり、同時に企業価値の向上を意味すると考えております。当社は、企業価値の向上が、ひいては株主共同の利益の確保につながるものと認識しております。

## （2）中期経営計画による取組み

当社は、企業価値および株主価値の向上をより具体的に実践するため中期経営計画を策定しており、事業環境の変化を踏まえ、設備投資、人材育

成、財務バランス等々に注意を払いつつ果敢に経営課題に挑戦しております。

平成26年度を初年度とする中期経営計画「okabe-ミライ計画-2017」では、創業百周年、そしてその先の「ワクワクするミライ」に向け邁進すべく、3つのビジョンを掲げております。ビジョンの実現に向け、グループ一丸となって挑戦を続けてまいります。

「okabe-ミライ計画-2017」において掲げるビジョンは以下のとおりであります。

【ビジョン1】ミライを支える「新工場」

コア事業である建設関連製品事業および準コア事業である自動車関連製品事業において、3つの新工場がしっかりと成長を支えます。

【ビジョン2】ミライに羽ばたく「新製品」

コア事業・準コア事業において、成長分野に新製品を投入し、市場シェアを拡大します。

【ビジョン3】ミライを創る「新分野」

これまで蓄積した技術・ノウハウを洗い出し、活かすことのできる新分野へと果敢に挑戦します。

## 2. コーポレート・ガバナンス強化による取組みについて

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役10名（うち社外取締役1名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。取締役の任期につきましては、経営責任の所在を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、1年としております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、役付取締役で構成する常務会を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。

この他、取締役社長および各部門の責任者で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名（うち社外監査役2名）により監査役会を構成しております。各監査役は、毎月1回以上開催される監査役会にて情報の共有を図るとともに、取締役会に出席し、適宜発言

しております。また、取締役社長と定期的な連絡会を開催し広く意見交換するとともに、他の重要な会議への出席や稟議書をはじめとする社内文書の閲覧を実施し、必要に応じて取締役以外の者に説明を求めるなど、業務執行全般にわたって効率的な監査業務を行っております。

また、当社は取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実に努めております。さらに、常設組織として役付取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令遵守の啓発活動を実施しております。

### Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、本プランを継続することといたしました。

また、平成26年12月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

#### 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員は、別紙2に記載の3氏を予定しております。

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の (i) または (ii) に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名
- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- （i）買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- （ii）大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- （iii）大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- （iv）大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）

- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社は、当社取締役会が買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要および本必要情報の概要ならびにその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社は、当社取締役会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- （i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- （ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会および独立委員会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる合理

的な理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社は、当社取締役会がこれらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）または（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### （i）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

##### （ii）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当該買付け等に対する対抗措置の不発動を勧告することといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙3に掲げる行為等が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、か

つ對抗措置の発動が相当と判断される場合には、本対応の例外的措置として、對抗措置の発動を勧告する場合があります。

#### ⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。なお、当社取締役会が本対抗措置の発動・不発動の決議を行うまでの間、買付者等は大規模買付等を行わないものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑦大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当該手続きが完了するまでは、大規模買付等を開始することはできないものいたします。

### (2) 本プランにおける対抗措置

#### ①対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

#### ②対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止した場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、平成30年3月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間といたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 3. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得た上で継続するものであります。また、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1) ⑤および⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (2)②に記載の手続き等に従い対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要でございます。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

- <sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- <sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- <sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
- <sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、(ii)において同じとします。
- <sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じとします。
- <sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
- <sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。
- <sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- <sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。
- <sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下、同じとします。

当社の大株主の株式保有状況  
(平成26年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 55,290,632株

3. 株主数 14,068名

4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                 | 持 株 数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 小 林 産 業 株 式 会 社                                                       | 5,581         | 10.63          |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)                         | 2,620         | 4.99           |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                             | 2,230         | 4.25           |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 1,810         | 3.45           |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)                         | 1,708         | 3.25           |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)                             | 1,707         | 3.25           |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                   | 1,388         | 2.64           |
| 岡 部 和 子                                                               | 1,004         | 1.91           |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社                                           | 909           | 1.73           |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)                       | 870           | 1.65           |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,833,042株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

独立委員会委員候補者の略歴

田中 淳夫 （たなか あつお）

昭和12年11月16日生

昭和35年3月 東京大学工学部建築学科卒業

昭和35年4月 大成建設株式会社入社

昭和39年3月 東京大学大学院数物系研究科修士課程建築学専攻修了

昭和42年3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程建築学専攻修了  
工学博士

昭和62年2月 宇都宮大学教授

平成15年4月 宇都宮大学名誉教授（現在に至る）

平成20年3月 当社独立委員会委員（現在に至る）

平松 守 （ひらまつ まもる）

昭和19年1月1日生

昭和43年3月 立教大学社会学部産業関係学科卒業

昭和43年4月 立教大学野々口研究室勤務

昭和51年10月 監査法人大手門会計事務所勤務

昭和57年8月 公認会計士登録

昭和57年8月 平松公認会計士事務所開設（現在に至る）

平成17年3月 当社社外監査役（現在に至る）

平成20年3月 当社独立委員会委員（現在に至る）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

上林 博 （かみばやし ひろし）

昭和20年11月23日生

昭和45年3月 東京大学法学部卒業

昭和47年4月 検事任官

昭和58年12月 法務大臣秘書官

昭和60年2月 法務省刑事局付検事

昭和61年9月 弁護士登録

昭和63年1月 上林・野口法律事務所（現 上林法律事務所）開設（現在に至る）

平成26年3月 当社独立委員会委員（現在に至る）

平成26年6月 日東紡績株式会社社外取締役（現在に至る）

上記3氏と当社との間に、特別の利害関係はございません。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

（1）特定大量保有者<sup>11</sup>、（2）特定大量保有者の共同保有者、（3）特定大量買付者<sup>12</sup>、（4）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（5）これら（1）から

(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

---

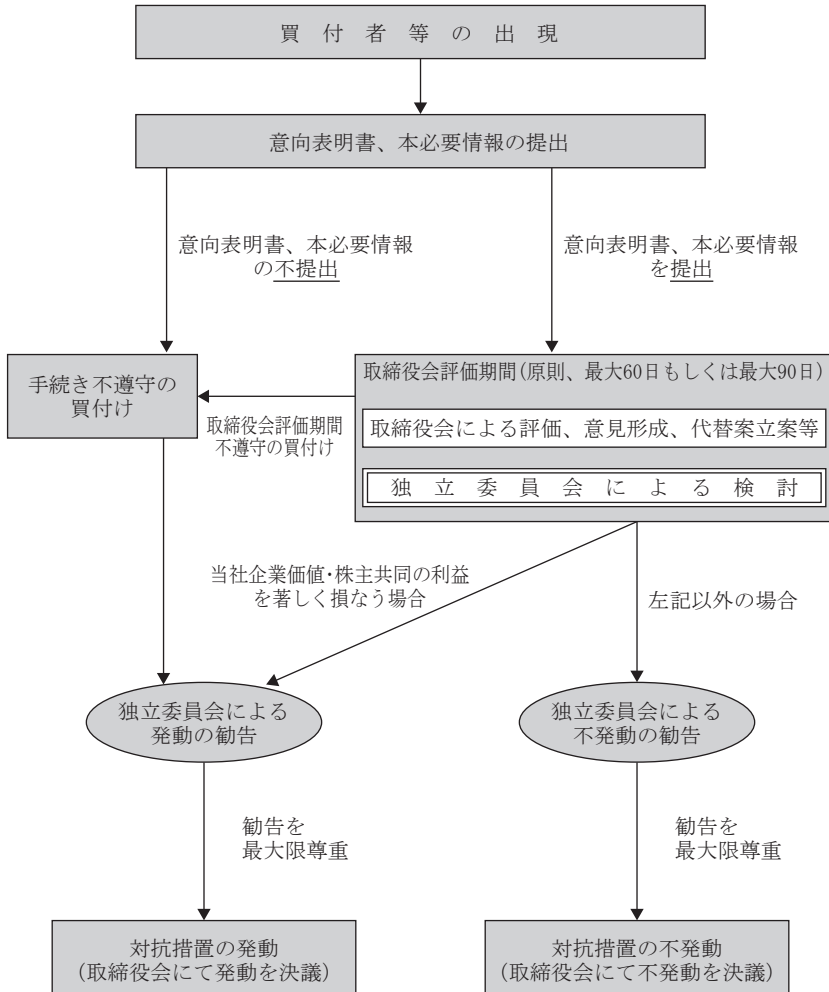
<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下、本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

(ご参考)

## 本プランの手続きに関するフロー図



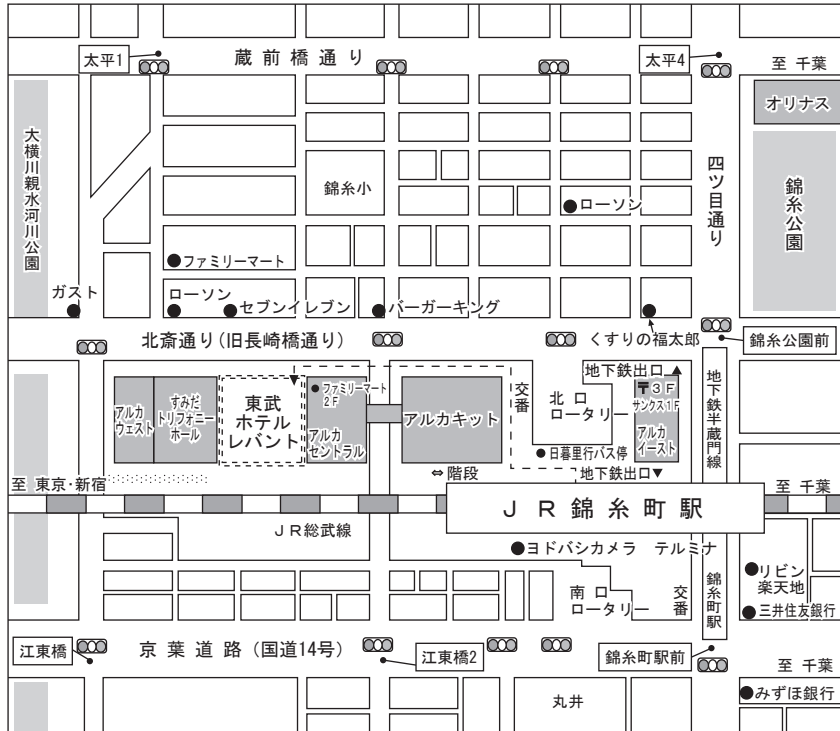
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区錦糸一丁目2番2号

東武ホテルレバント東京 4階 「錦」

TEL 03-5611-5511



交通 JR総武線 錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを東京方面へ 徒歩約3分  
東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3出口より北斎通りを東京方面へ 徒歩約3分

○株主総会終了後の株主懇談会は実施いたしませんので、予めご了承下さいようお願い申し上げます。